

全建愛知海部支部 規約

平成21年 4月18日 実施

平成30年 10月1日 一部改正

令和 5年 4月16日 一部改正

〔名称〕

第 1 条 この支部の名称は全愛知建設労働組合海部支部（略称：全建愛知海部支部）と称する。

〔目的〕

第 2 条 この支部は、組合員相互扶助の精神に基づき、本部の指導協力のもと、組合員のために必要な諸事業を行い、組合員の社会的、経済的の向上を図ることを目的とする。

〔事務所〕

第 3 条 この支部の事務所を支部長宅に置く。

〔大会〕

第 4 条 総会は、毎年一回開かなければならない。

支部長が必要と認めた時、または組合員の1/4以上が必要と認めた時は、臨時に開くことができる。

〔班の設置〕

第 5 条 この支部のもとに事務執行のため、班を設けることができる。

任期途中で班の増設と班長及びサポーターの増員をする事ができる。

任期は残存期間とする。

サポーターについてはその都度役員で協議する。

〔役員〕

第 6 条 この支部に次の役員を置く。

1. 支部長	1 名	1. 会計 監査	若干名
1. 副支部長	若干名	1. 班 長	若干名
1. 会 計	1 名	1. サポーター	若干名
1. 書 記	1 名	1. 通 信 員	若干名
1. 総 務	若干名	1. 青 年 部	若干名
1. 主婦の会	若干名		

役員の内任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

この支部に、顧問を置くことができる。

第 7 条 次の役員を支部五役と呼ぶ。

支部長。副支部長。会計。書記。総務。

〔会計〕

第 8 条 この支部は、次に掲げる経費をもって運営する。

1. 本部より交付される還元金

1. 支部費

1. 寄付金その他

この支部の会計年度は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わるものとする。

〔個人情報〕

第 9 条 組合員及びその家族に関する個人情報の取り扱いは、全建愛知個人情報保護規程に準ずる。

〔付則〕

第 10 条 この規約に定めなき事項は、全愛知建設労働組合同規約に準ずる。

第 11 条 この規約は、平成21年 4月 18日より実施する。

この規約は、平成30年 10月 1日一部改正して実施する。

この規約は、令和 5年 4月 16日一部改正して実施する。

全建愛知海部支部 慶弔規程 行動規程

平成 21年 4月 18日 実 施
平成 24年 4月 22日 一部改正
令和 5年 4月 16日 一部改正

第 1 条 この規程は、組合員の慶弔及び行動について基準を定めるものとする。

第 2 条 組合員及び同居の家族の死亡に際しては、次の基準により慶弔を行う。

- | | |
|---------------|------------|
| 1、組合員本人 | 10,000円 |
| 2、組合員の配偶者 | 5,000円 |
| 3、支部役員本人の場合 | 規定の倍額と供花1基 |
| 4、支部役員の配偶者の死亡 | 5,000円 |

第 3 条 組合員の病気や事故に対するお見舞いは、次の基準による。

1. 病気や事故の見舞いは、組合員本人が入院した時のみとし、入院期間が5日を超えた場合とする。但し支部役員が認めた時はこの限りではない。
2. 見舞いは見舞金10,000円とする。
3. 支部役員の見舞金は規定の倍額とする。
4. 支給回数は年1回とする。

第 4 条 組合員本人の共済祝金は、次の基準による。(発生時より1年間)

1. 結婚祝は、祝金10,000円とする。
2. 出産祝は、祝金 3,000円とする。
3. 子供の就学祝金 2,000円とする。但し小学校入学時のみとする。
4. 本人が資格を取得した時 区分1 10,000円
区分2 7,500円
区分3 3,000円

*区分については、本部に準ずる。二年以上海部支部在籍者に限る。

第 5 条 本部及び他支部の慶弔に際しては、その都度役員会で協議する。

第 6 条 支部役員報酬と行動範囲

1. 報酬

イ. 支部長	年	100,000円
ロ. 副支部長、会計、書記	年	50,000円
ハ. 総務	年	50,000円
ニ. 班長、青年部、主婦の会、会計監査	年	30,000円

2. 行動範囲

毎月の支部会。全建愛知定期総会参加。署名、ハガキ、パンフレット配布回収行動。各班組合員への要請行動。

3. 手当と交通費

イ. 行動手当は本部規定に準ずる。

ロ. 支部区域外の場合、交通費1,000円を支給する。但し範囲を超える場合、起点より目的地までの公共交通機関の順路で計算する。

4. 支部会議手当

出席1回につき3,000円とする。

5. 上記以外に行動が発生した場合、その都度役員で協議する。

第 7 条 行動手当

1. 支部において各種行動を行った場合、手当は支部規定に基づいて支給する。
2. 上部団体（全建愛知その他友好団体）の要請があり、行動及び参加した場合、行動手当を支給する。但し上部団体の要請で参加し行動した場合、行動手当が支給された場合は支給されない。交通費は支給する。（公共交通機関）但し支部会議にて認められた場合、この限りではない。
3. 全建愛知等上部団体から大会、会議、講習会、行事等割り当て参加要請で、支部組合員（支部役員含む）が参加する場合、行動手当の不足分を支給する。

第 8 条 各規定の申請は、事由発生時より1年以内を有効期間とする。

第 9 条

1. この規程は、平成21年4月18日から施行する。
2. この規程は、平成24年4月22日より一部改正して実施する。
3. この規程は、令和5年4月16日より一部改正して実施する。